

3 災害時の活動

・災害時に自主防災組織が取り組む防災活動は、発生する災害の内容などにより異なります。ここでは**風水害時**および**地震時**の活動を紹介します。なお、災害時の自主防災組織の活動は、自身、家族の安全確保を前提として行い、その後に自主防災組織活動を行ってください。

1 風水害時の活動

・風水害は、突発的なゲリラ豪雨などを別にして、事前に気象台などから情報が入るとともに、自らもテレビやインターネットで各地の降雨量などを入手することができるので、**地震災害と比べ十分な事前準備が可能**となります。

・町から発する洪水に係る避難情報（**警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4：避難勧告、避難指示（緊急）、警戒レベル5：災害発生**）※1 が発令された時は、防災行政無線、安全・安心メール、町ホームページ、緊急速報メール（ドコモ・au・ソフトバンク）、広報車（町、消防署、消防団）などで情報伝達を行います（28ページ参照）。


・また、**避難情報発令地域の自主防災組織の会長へ町から電話連絡**もします。避難情報は国・県の直轄河川の堤防決壊を想定や河川の水位の上昇度合いによって段階的にその危険度を通知するもので、内水氾濫を考慮したものではありません。

※1

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者 は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

警戒レベル

・今回、風水害時の自主防災組織の活動を大きく3つに分けて、**ステップ1からステップ3まで設定**しました。まずは、ステップ1の活動が実施できるような体制を築いてください。ステップ1の活動を既に実施できる自主防災組織はステップ2、ステップ3の活動ができるように順次、体制強化をお願いします。

	活動内容（概要）				詳細説明	達成難度
	自主防災組織役員（自治会役員）を中心として自主防災組織が協働して行う	自主防災組織役員（自治会役員）を中心として自主防災組織で把握している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う	4役（会長 副会長 会計 監査）・広報部・防火部・救出救護部・避難誘導部・給食給水部の役割により防災活動を行う	避難所運営を町・施設管理者・自主防災組織が協働して行う		
ステップ1	●			●	14 ページ	低  高
ステップ2	●	●		●	15 ページ	
ステップ3	●	●	●	●	16 ページ ～ 17 ページ	

■ステップ1

①自主防災組織役員（自治会役員）を中心に**避難行動要支援者名簿**に掲載されている方の避難支援を行う

- ・まずは、ステップ1として、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行います。
- ・**避難支援のタイミングは町が発表する避難情報を基本**とします。
- ・しかし、風水害（ゲリラ豪雨は除く）は事前に气象台などから情報が入るとともに、自らもテレビやインターネットで各地の降雨量などの情報を入手することができ、**地震災害と比べ十分な事前準備が可能**となるため、**状況に応じて、自主防災組織役員（自治会役員）は、町が発表する避難情報を待たずに、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援の開始**をお願いいたします。また、寝たきりで介護が必要な避難行動要配慮者は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合があります。
- ・この場合には、一律に避難所への避難（水平避難）を考えるのではなく、**状況に応じ自宅の2階への避難（垂直避難）**や親戚・友人の家などへの避難も選択肢の一つとなります。
- ・避難所開設後は、町・施設管理者・自主防災組織が協働して避難所運営を行います。

■ステップ2

- ①自主防災組織役員（自治会役員）を中心に**避難行動要支援者名簿**に掲載されている方の避難支援を行う
- ②自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災組織で把握している**災害時に支援が必要と考えられている方**（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う

・ステップ1と同様に避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援及び自主防災組織で把握している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行います。

・避難所開設後は、町・施設管理者・自主防災組織が協働して避難所運営を行います。

■ステップ3

① 4 役（ 会長 副会長 会計 監査 ） 、 広報部、 防火部
救出救護部、 避難誘導部、 給食給水部の役割により防
災活動を行う

ア) 気象情報や避難情報などを収集する

イ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に避難行動
要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行う

ウ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災
組織で把握している災害時に支援が必要と考えられ
ている方（避難行動要支援者名簿に掲載されてはい
ない方）の避難支援を行う

エ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に町からの
避難情報等を住民に伝える

○災害発生前

情報収集	広報部 (防火部)	気象情報や避難情報などを収集する。
------	--------------	-------------------



避難誘導	避難誘導部	<p>町が避難情報（警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始）発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発令時は、防災行政無線、安全・安心メールなどにより町から伝達する（28ページ参照）。また、発令地域の自主防災組織の会長へ町から連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行う 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災組織で把握している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う
	広報部 (防火部) (救出救護部) (給食給水部)	
		<p>町が避難情報（警戒レベル4：避難勧告、避難指示（緊急））発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発令時は、防災行政無線、安全・安心メールなどにより町から伝達する（28ページ参照）。また、発令地域の自主防災組織の会長へ町から連絡する。 <p>自主防災組織役員（自治会役員）を中心に町からの避難情報等を住民に伝える</p>

※避難誘導のタイミングは町からの避難情報が目安となりますが、避難情報（警戒レベル3、警戒レベル4）が発令される前に道路が冠水する場合などもあるため、**周囲の状況などの状況を確認し、避難情報を待たずに避難支援を行うことも地域によっては必要**となります。



○災害発生後（避難所開設後）

避難所運営	広報部 防火部 救出救護部 避難誘導部	避難所の運営は町、自主防災組織、施設管理者が協働で運営します。
給食給水 生活支援	給食給水部	避難所での食糧や飲料水などの救援物資の配布を行うほか、炊き出しを行う。 生活スペースやトイレの衛生管理などを行う。

2 地震時の活動

・地震時は、まず、自身・家族の安全確保を前提とし、その後に隣近所の安否確認を行い、状況により、初期消火・救出救護等を行うこととなります。

	活動内容（概要）				詳細説明	達成難度
	住民が隣近所の安否確認を行う 状況により初期消火・救出救護などを行う（隣近所で初期消火・救出救護などを行えるように日頃から周知をする）	自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で情報収集・初期消火・救出救護・避難誘導を行う	防災活動を行う 救出救護部・避難誘導部・給食給水部の役割により	4役（会長 副会長 会計 監査）・広報部・防火部・避難所運営を町・施設管理者・自主防災組織が協働して行う		
ステップ1	●	●		●	19ページ	低 ↓ 高
ステップ2	●		●	●	20ページ ～ 21ページ	

■ステップ1

- ①住民が隣近所の安否確認を行う。状況により初期消火・救出救護などを行う
- ②自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導を行う

・まずは、住民が隣近所の安否確認をし、状況により初期消火・救出救護を行います。自身と隣近所の安否確認などを行った後に自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導を行ってください。

■ステップ2

- ①住民が隣近所の安否確認を行う。状況により初期消火・救出救護などを行う
- ②4役（会長 副会長 会計 監査）、広報部、防火部、救出救護部、避難誘導部、給食給水部の役割により防災活動を行う

○災害発生直後

情報収集	広報部	・被害状況を見て回り、自主防災組織役員に連絡する。 各部から入手した情報を整理し記録する。
初期消火 出火防止	防火部	・火災を発見した場合は、大声で「火事だ」と叫び、周囲に知らせるとともに「119番」へ通報する。防火部を中心に周囲の人に協力を求め、消火活動を始め ・自主防災組織による消火は、火災の延焼防止が目的となる。無理はせず、消防署・消防団が到着したら、その指示に従う。
救出救護	救出救護部	・自治会内を巡回し、倒壊物などの下敷きになった人を資機材などを使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い、「119番」へ通報する。
避難誘導	避難誘導部 (給食給水部)	・複数名で安否確認を行う。 ・特に避難行動要支援者の安否確認を行う。その際は、避難行動要支援者名簿を参考にする。 ・安全な避難経路で避難を呼びかける。(避難所は27ページ参照)。地域公民館を一時避難所と決定し、一時的な避難所とすることも良いでしょう。



○災害発生後（避難所開設後）

避難所運営	広報部 防火部 救出救護部 避難誘導部	避難所の運営は町、自主防災組織、施設管理者が協働で運営する。
給食給水 生活支援	給食給水部	避難所での食糧や飲料水などの救援物資の配布を行うほか、炊き出しを行う。 生活スペースやトイレの衛生管理などを行う。

自主防災組織活動記録

自主防災組織の活動をより充実させていくためには、自主防災組織自らによる自己評価が大切です。

このため、災害時における活動内容を記録しておくとともに、自分たちの活動で良かったところ、問題点などを評価・総括し、今後の活動に向けて拡充すべき点や改善すべき点などを整理しておきましょう。

これらの記録と評価は、次の災害に向けての貴重な教訓となります。また、日頃の取り組みについても、記録をとっておくことが大切です。